

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年7月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第21号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該一部負担金に相当する額から当該各号に掲げる額を控除した額を当該別に定める額とする。

- (1) 対象者について高齢者の医療の確保に関する法律第84条の規定の適用がある
とした場合において、同条の規定により当該対象者に高額療養費が支給されるべき
こととなるとき 当該高額療養費に相当する額
- (2) 対象者について高齢者の医療の確保に関する法律第85条の規定の適用がある
とした場合において、同条の規定により当該対象者に高額介護合算療養費が支給さ
れるべきこととなるとき 当該高額介護合算療養費に相当する額

第11条第1項第4号中「第6条第8号」を「第6条第11号」に改める。

附則第4項中「平成20年8月1日」を「平成21年8月1日」に、「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

第5号様式注以外の部分中「政健」を「協会」に改め、同様式注2中「政健」を「協会」に、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

第10号様式注以外の部分中「第6条第8号」を「第6条第11号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第10条の改正規定は平成21年8月1日から、その他の規定は公布の

日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市老人医療費支給条例施行規則第10条の規定は、平成21年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)